

⑤ 目標期間の延長

<p>国通知</p>	<p>単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p>
<p>杉並区の見解</p>	<p>短期目標の期間の終期に以下①～③の手順を行ったうえで、介護支援専門員が目標期間の延長と判断する場合は、軽微な変更に該当すると考えます。</p> <p>① <u>モニタリングで目標の達成状況を確認（目標の適切性・未達成の原因を踏まえる）して評価する</u></p> <p>② <u>アセスメントで課題の変化を確認する</u></p> <p>③ <u>変化がないことをサービス事業者に合意を得る</u></p> <p>※老企第29号・別紙3に、短期目標の「期間」の設定の理由等の記載があるので確認してください。</p>